

# 外国人の方へ

# 外国人登録から 住民基本台帳へ移行

ことし7月9日(月)に、国内にいる外国人の方が手続きを行っていた外国人登録法が廃止されます。これを受け、外国人の方が住民基本台帳法に適用される新たな在留管理制度の住民基本台帳制度がスタートします。

ここでは、入管法や外国人登録法の改正などによる新たな住民基本台帳への外国人の方の登録方法などについて紹介。身近な外国人の方へお知らせください。また市ウェブサイトでは、5カ国語で案内を載せています。

□問い合わせ 市民課☎26-2111 (内線142)

## 外国人も住民票登録

現在、外国人の方は外国人登録法に基づき外国人登録原票に記載されており、日本人の方とは異なる制度で登録されています。そのため外国人と日本人が同じ世帯に暮らしている場合、「外国人登録原票記載事項証明書」と「住民票の写し」と、別々に証明を発行しています。

法律の改正後は、外国人の方も住民票に記載されることとなり、日本人を含む複数の国籍世帯であっても、世帯全員が記載された住民票の写しが発行されます。また、これまででは、外国人と日本人で構成する世帯では、住民票上の世帯主と実際の世帯主が異なる

場合がありましたが、今後は外国人住民の方を世帯主にすることができるようになります。

## 転出は届け出が必要

市外へ引っ越し場合は、日本人と同様に転出の届け出をし「転出証明書」を取得することが必要になります。「転出証明書」がないと、新しい住所地で転入の手続きをすることができません。また出国する時も国外への転出の届け出が必要になります。

## 登録証明書は廃止に

これまでの外国人登録証明書が左図のような「特別永住者証明書」か「在留カード」に切り替わります。特別永住者の方は市役所

で、それ以外の方は入国管理局で、手続きをします。

これまでの外国人登録証明書は7月9日以降も次の通り、外国人登録証明書が一定期間、「特別永住者証明書」「在留カード」と見なされるので、すぐに切り替える必要

## 改正で利便性が向上

要はありません。これまでの在留期間の更新などは、入国管理局で手続きを行った後、居住地の市町村でその旨の届け出義務がありました。改正後は入国管理局の手続きのみで、市町村には届け出る必要がなくなります。その他、新たな在留期間の追加や再入国許可についても入国管理局のみの手続きとなります。

## 新たに住民票を作成する外国人

住民票を作成する外国人の基本的な考え方としては、観光などの短期滞在者などを除いた外国人で、適法に3カ月を超えて国内に在留し、住所が市内にある方の住民票を作成することとしています。対象の方は、次の四ついずれかに該当する方です。  
① 中长期在留者（在留カード交付対象者）  
② 特別永住者  
③ 一時庇護許可者か仮滞在許可者  
④ 出生による経過滞在者か国籍喪失による経過滞在者

以上の対象以外の方や、7月9日に在留資格がない方（外国人登録法における在留期間の記載事項の変更を市に届けていない人を含む）は、住民票を作成する対象者とならないため、住民票が発行できない場合があります。  
● 住民票を作成する外国人の方を調査  
5月7日時点で対象となる外国人住民の方へ「仮住民票」を送ります。  
これは、外国人の方の居住の事実を把握する他に、現在登録されている内容に誤りがないかを確認するためのものです。今回の調査を基に住民票を作成します。  
仮住民票が届いたら、必ず記載内容を確認してください。仮住民票の送付は、5月下旬を予定しています。  
7月9日直前の入国などのため、7月9日に住民票が作成されていない場合があります。このような外国人については、7月9日から14日以内に氏名や住所などの届け出を、市民課か各振興事務所窓口に持って住民票を作成することが必要です。

## ● 制度移行への流れ ●

### とき / 内容

#### 5月7日(月) (基準日)

対象となる外国人住民の方へ仮住民票を順次送付。

#### 【対象の方】

- 次の2つの要件を満たす方  
① 市の外国人登録原票に登録されている外国人  
② 7月9日に本市の外国人住民に該当すると見込まれる外国人

#### 7月9日(月) (施行日)

外国人登録が廃止、外国人住民の方は、住民基本台帳へ登録

#### 【手続き】

仮住民票を発行された外国人の方は、7月9日に外国人住民票が作成されます。外国人の方は、届け出をする必要はありません。

▶市民課の窓口では、外国人の方がさまざまな手続きを行っている



## ● 在留カード ●



## ● 特別永住者証明書 ●



## ● 資格別の外国人登録証明書の移行期間 ●

在留の資格	現在の証明がみなされる期間	申請場所
特別永住者の方	現在お持ちの外国人登録証明書の次回確認日まで有効。確認申請時に特別永住者証明書に切り替え。	市役所
永住者の方	改正後3年間有効。3年以内に入国管理局で手続きを行い、在留カードに切り替え。	入国管理局
上記以外の方	在留期間満了日まで有効。入国管理局で手続きを行い、在留カードに切り替え。	入国管理局